３　特定漁船能力限定を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

４　第四条の二第四項の規定は、履歴限定の解除、設備等限定の解除等及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と読み替えるものとする。

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

第七十一条　小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。

一　資格の別（技能限定、履歴限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。）

二～八　（略）

（準用）

第七十七条　第三条の三から第三条の十三までの規定は、法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第三号の登録及びその更新、登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務、登録操縦免許証更新講習事務規程並びに登録操縦免許証更新講習を行う者（第八十条第一項第一号及び第二項において「登録操縦免許証更新講習実施機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）	（略）	（略）
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十第一項第二号及び第二項各号	法第二十三条の三十三（法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）	（略）	（略）
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十第三項第五号	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の四	（略）	（略）
第三条の六第一項	法第十七条の四	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の四	第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の五

３　第四条の二第四項の規定は、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

第七十一条　小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。

一　資格の別（技能限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。）

二～八　（略）

（準用）

第七十七条　第三条の三から第三条の十三までの規定は法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第三号の登録、登録操縦免許証更新講習事務、登録操縦免許証更新講習事務規程及び登録操縦免許証更新講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）	（略）	（略）
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十六第一項第二号及び第二項各号	法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）	（略）	（略）
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十六第三項第五号	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の四	（略）	（略）
第三条の六第一項	法第十七条の四	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の四	第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の五